

認可外保育施設等を利用のお子さん

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

- 無償化の対象となるためには、篠栗町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要となります。詳細については、別に記載しています「施設等利用給付認定申請案内」をご覧ください。

※認可保育所や認定こども園（保育認定）等を利用していない方が対象となります。

- **認可外保育施設等とは**

一般的な認可外保育施設・地方自治体独自の認証保育施設・ベビーシッター・認可外の事業所内保育所に加え、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業についても対象です。

※ただし複数施設利用の場合も無償化月額上限額の範囲内です。

※無償化の対象施設となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設については5年間の猶予期間を設けられています。

問い合わせ先：こども育成係 TEL092-947-1372